

県立阪神昆陽高等学校 平成24年度 学校評価

教育目標	
1	設置趣旨及び県が目指すべき4つの人間像を踏まえた、生徒一人一人の「生きる力」の育成
2	併設の阪神昆陽特別支援学校との交流及び共同学習の推進
3	高校地域貢献事業等を活用した地域に愛される学校づくり
4	教職員の豊かな人間性や専門性、実践的指導力の向上

学校経営方針	
1	生徒の興味・関心や、多様な学習ニーズに応じて、主体的に学ぶことができる多制単位制高等学校として、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む。
2	阪神昆陽特別支援学校が同一敷地に設置されたメリットを最大限に生かして交流及び共同学習を推進し、ふれあいを通じた豊かな人間性を育むとともに、社会におけるノーマライゼーションの理念を進展する礎となる学校をめざす。また、両校の実践を県内のみならず全国へ発信する。
3	学校評議員制度や高校地域貢献事業、YU・らひふ・サポート事業などを活用して、伊丹市池尻地区や尼崎市西昆陽地区など、学校周辺地域と連携した教育活動を推進し、地域に開かれた、地域に愛される学校をめざす。

領域	評価の観点	評価項目	実践目標	平均	成果	課題	改善策	学校関係者評価委員意見	
開かれた学校づくり	保護者・地域等への情報発信等	1	ホームページや各種通信等により、適宜、保護者・地域への情報提供を行う。	3.2	ホームページ制作、ホームページの更新・リニューアルの計画を推進することで、最新情報も迅速に発信できている。ホームページ制作、ホームページの更新・リニューアルの計画を推進することで、最新情報も迅速に発信できている。ホームページ制作、ホームページの更新・リニューアルの計画を推進することで、最新情報も迅速に発信できている。				
		2	中高連絡会等を実施し、学校の取組等について詳細な情報提供を行う。	3.3	中高連絡会等を実施し、学校の取組等について詳細な情報提供を行う。				
		3	設置趣旨を踏まえ、学校の教育活動等について、県のみならず他府県等にも、広く情報提供を行う。	3.2	設置趣旨を踏まえ、学校の教育活動等について、県のみならず他府県等にも、広く情報提供を行う。				
		4	高校生地域貢献事業や学校行事等を通じ、学校近隣地域の美化等に貢献する。	3.2	高校生地域貢献事業や学校行事等を通じ、学校近隣地域の美化等に貢献する。				
		5	地域の活動等に対し、学校体育施設を開放する。	3.1	地域の活動等に対し、学校体育施設を開放する。				
	学校評議員制度等の活用	6	学校評議員会を各学期に実施し、意見聴取等を通して学校運営の改善に活用する。	3.3	学校評議員会を各学期に実施し、意見聴取等を通して学校運営の改善に活用する。				
		7	評議員の学校行事等への参加を通じ、教育活動等の改善を図る。	3.2	評議員の学校行事等への参加を通じ、教育活動等の改善を図る。				
		8	年次会や各委員会等を通じ、教職員の共通理解を図る。	3.4	年次会や各委員会等を通じ、教職員の共通理解を図る。				
		9	校務運営委員会や職員会議等を通じ、各部・委員会等の意見調整を行い、円滑な校務運営を推進する。	3.5	校務運営委員会や職員会議等を通じ、各部・委員会等の意見調整を行い、円滑な校務運営を推進する。				
		10	業務のIT化・効率化	3.5	業務のIT化・効率化				
円滑な学校運営	各種会議等の実施及び連携	11	ノーマライゼーションの推進等により、教職員の超過勤務の縮減を図る。	3.1	ノーマライゼーションの推進等により、教職員の超過勤務の縮減を図る。				
		12	生徒指導方針について、全教職員の共通理解を図り、一体となった指導体制を整備する。	3.3	生徒指導方針について、全教職員の共通理解を図り、一体となった指導体制を整備する。				
	業務のIT化・効率化	13	関係機関等との連携を密にし、より実効性のある生徒指導に努める。	3.2	関係機関等との連携を密にし、より実効性のある生徒指導に努める。				
		14	必要に応じ、個人面談や家庭訪問等を実施し、生徒への理解を深める。	3.4	必要に応じ、個人面談や家庭訪問等を実施し、生徒への理解を深める。				
	勤務時間の適正化	15	高校生心のサポートシステムを活用し、キャンパスカウンセラー等による研修会の実施等を通じ指導法等の共通理解を図る。	3.3	高校生心のサポートシステムを活用し、キャンパスカウンセラー等による研修会の実施等を通じ指導法等の共通理解を図る。				
		16	生徒の自主性を育む指導の推進	2.6	生徒の自主性を育む指導の推進				
		17	生徒の卒業を見据えた進路指導計画を作成する。	2.9	生徒の卒業を見据えた進路指導計画を作成する。				
		18	外部講師等による進路講演会等を実施し、生徒の職業観の醸成を図る。	3.4	外部講師等による進路講演会等を実施し、生徒の職業観の醸成を図る。				
		19	公開授業週間の設定等により、教職員相互の教科指導力の向上を図る。	3.1	公開授業週間の設定等により、教職員相互の教科指導力の向上を図る。				
		20	学校等の諸課題について、適宜、研修会を実施し、教職員全体の資質向上を図る。	3.3	学校等の諸課題について、適宜、研修会を実施し、教職員全体の資質向上を図る。				
学校運営	超過勤務の縮減	21	年次研修等を活用し、教職員のライフステージや社会の変化等に対応した資質の向上に努める。	2.7	年次研修等を活用し、教職員のライフステージや社会の変化等に対応した資質の向上に努める。				
		22	学校の実情に応じた危機管理マニュアルを策定し、適宜、実際の対応への訓練等を行う。	3.3	学校の実情に応じた危機管理マニュアルを策定し、適宜、実際の対応への訓練等を行う。				
	生徒指導体制の充実	23	家庭・地域・関係機関等との連携を密にし、実情に応じた危機管理体制を構築する。	2.8	家庭・地域・関係機関等との連携を密にし、実情に応じた危機管理体制を構築する。				
		24	危機管理について、適宜、生徒への情報提供を行い、生徒の危機管理意識の向上を図る。	2.8	危機管理について、適宜、生徒への情報提供を行い、生徒の危機管理意識の向上を図る。				
	生徒の内面理解を図る指導の推進	25	小テスト等を活用し、生徒の学力把握に努めるとともに、各教科で適切な評価基準に基づいた評価を実施する。	2.9	小テスト等を活用し、生徒の学力把握に努めるとともに、各教科で適切な評価基準に基づいた評価を実施する。				
		26	少人数授業を実施し、生徒一人ひとりの学習状況に応じた指導を行うとともに、必要に応じて、補習等を実施する。	2.9	少人数授業を実施し、生徒一人ひとりの学習状況に応じた指導を行うとともに、必要に応じて、補習等を実施する。				
	生徒の自主性を育む指導の推進	27	生徒の幅広い学習ニーズに対応した教育課程の編成を推進する。	3.1	生徒の幅広い学習ニーズに対応した教育課程の編成を推進する。				
		28	生徒の学習状況等に応じた受講ガイダンスを行い、計画的な学習等を行う。	3.1	生徒の学習状況等に応じた受講ガイダンスを行い、計画的な学習等を行う。				
	生徒の卒業を見据えた進路指導計画を作成する。	29	学校の特色等を踏まえた学習テーマを設定し、計画的に取り組む。	3.2	学校の特色等を踏まえた学習テーマを設定し、計画的に取り組む。				
		30	生活体験発表会等を活用し、生徒の体験等に基づいた取組を推進する。	3.4	生活体験発表会等を活用し、生徒の体験等に基づいた取組を推進する。				
進路指導	31	総合的な学習の時間に関する計画等について、委員会等を通じ、教職員の共通理解を図る。	2.9	総合的な学習の時間に関する計画等について、委員会等を通じ、教職員の共通理解を図る。					
	32	両校の共同体制の構築	3.4	両校の共同体制の構築					
進路指導	33	両校生徒が共に学ぶ教科・科目や学習形態等について、研究等を進めながら、その拡充を図る。	3.1	両校生徒が共に学ぶ教科・科目や学習形態等について、研究等を進めながら、その拡充を図る。					
	34	校内で実施する行事だけでなく、遠足等、校外で実施する行事についても、両校共同で行う取組を推進する。	2.8	校内で実施する行事だけでなく、遠足等、校外で実施する行事についても、両校共同で行う取組を推進する。					
生徒の内面理解を図る指導の推進	35	両校生徒により部活動の実施	3.4	両校生徒により部活動の実施					
	36	学校の特色等を踏まえ、学校設定教科・科目において、関係機関等と連携した取組を推進する。	3.5	学校の特色等を踏まえ、学校設定教科・科目において、関係機関等と連携した取組を推進する。					
生徒の卒業を見据えた進路指導計画を作成する。	37	座学にとどまらず、手紙の学習等、体験的な学習の実施を推進する。	3.6	座学にとどまらず、手紙の学習等、体験的な学習の実施を推進する。					
	38	ノーマライゼーション教育の推進に係る取組等について、委員会等を通じ、教職員の共通理解を図る。	3.3	ノーマライゼーション教育の推進に係る取組等について、委員会等を通じ、教職員の共通理解を図る。					